大阪府条例第二十九号

令和5年度以降

大阪府社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例

　大阪府社会福祉施設設置条例（昭和三十四年大阪府条例第二十号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第三条　（略）  （指定管理者による管理）  第四条　（略）  ２―５　（略）  ６　第二条及び第三条の規定は、第一項から第三項までの規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「知事」とあるのは「第四条第一項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）」と、同条第二項及び第三条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。  （指定管理者の公募等）  第五条　知事は、障害者交流促進センター、稲スポーツセンター、コミュニケーションセンター又は母子・父子福祉センターについて、第七条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  ２　知事は、あゆみ寮等について、第七条第一項の規定による指定をしようとするときは、あゆみ寮等の指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。  第六条　（略）  （指定管理者の指定）  第七条　知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、当該申請に係る施設の第四条に規定する業務を最も適正かつ確実に行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。  一・二　（略）  三　施設の第四条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。  四　（略）  ２　（略）  第八条　（略）  （指定管理者の業務の実施状況等の評価）  第九条　知事は、指定管理者が行う第四条第一項から第五項までの各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  ２　（略）  （指定管理者の指定の取消し等）  第十条　（略）  　一　（略）  　二　第七条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。  　三　（略）  ２　（略）  （利用料金）  第十一条　知事は、障害者交流促進センター、稲スポーツセンター及びコミュニケーションセンターの指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。  ２　（略）  ３　（略）  一　障害者交流促進センター　別表第一  二　（略）  三　（略）  ４―６　（略）  第十二条　（略）  別表第一（第十一条関係）　（略）  別表第二（第十一条関係）　（略）  別表第三（第十一条関係）　（略） | 第三条　（略）  （使用料）  第四条　障害者交流促進センターを利用しようとするものは、別表第一に掲げる使用料を納付しなければならない。  （受講料）  第五条　障害者交流促進センターにおいて実施する障害者に係るスポーツの指導者を養成するための講習を受けようとする者は、二万六千四百円の受講料を納付しなければならない。  （還付）  第六条　既納の使用料及び受講料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、これを還付することができる。  （減免）  第七条　知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。  （指定管理者による管理）  第八条　（略）  ２―５　（略）  ６　第二条及び第三条の規定は、第一項から第三項までの規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「知事」とあるのは「第八条第一項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）」と、同条第二項及び第三条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。  （指定管理者の公募等）  第九条　知事は、障害者交流促進センター、稲スポーツセンター、コミュニケーションセンター又は母子・父子福祉センターについて、第十一条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  ２　知事は、あゆみ寮等について、第十一条第一項の規定による指定をしようとするときは、あゆみ寮等の指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。  第十条　（略）  （指定管理者の指定）  第十一条　知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、当該申請に係る施設の第八条に規定する業務を最も適正かつ確実に行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。  一・二　（略）  三　施設の第八条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。  四　（略）  ２　（略）  第十二条　（略）  （指定管理者の業務の実施状況等の評価）  第十三条　知事は、指定管理者が行う第八条第一項から第五項までの各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  ２　（略）  （指定管理者の指定の取消し等）  第十四条　（略）  　一　（略）  　二　第十一条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。  　三　（略）  ２　（略）  （利用料金）  第十五条　知事は、稲スポーツセンター及びコミュニケーションセンターの指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。  ２　（略）  ３　（略）  一　（略）  二　（略）  ４―６　（略）  第十六条　（略）  別表第一（第四条関係）　（略）  別表第二（第十五条関係）　（略）  別表第三（第十五条関係）　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和五年四月一日から施行する。